

経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの） の施設基準に係る申請の流れ

- 申請の流れ
- フロー【既施行施設（2020年3月31日時点で施行している施設）】
- フロー【新規施設（過去5年以内に施行した施設も含む）】

経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの） の施設基準に係る申請の流れ

（申請の流れ）

既施行施設はデバイストレーニング、施設見学、プロクターは不要です

1. 各施設による厚生局への申請（提出前に必ず申請書をコピーし、控えておいてください。）
2. 各施設は厚生局への申請とは別に、経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）に関する施設基準指針遵守証明書（以下、遵守証明書）をPDFファイルでCVIT事務局に提出
3. CVITの承認、承認印のある遵守証明書を施設、企業へ通知
4. 企業による、申請の確認※、デバイストレーニング、施設見学、プロクターの実施
5. 企業は各修了証をCVITへ提出し、デバイス供給を行う

※企業は、施設よりデバイス仕様の申し入れがあった際に、厚生局に申請した書類を確認してください

経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの） の施設基準に係る届出について

<CVIT研修施設、研修関連施設の場合>

- 別添2 特掲診療料の施設基準に係る届出書
- 様式59
- 心血管カテーテル治療専門医認定証
- 研修関連施設の場合：研修関連施設（新規／更新）申請書
- 研修関連施設でない場合：保険医療機関連携証明書
（研修施設、研修関連施設は、CVIT webサイトで確認してください。）

<CVIT研修施設、研修関連施設でない場合>

- 別添2 特掲診療料の施設基準に係る届出書
- 様式52または、心血管カテーテル治療専門医認定証
- 様式59
- 心臓外科が併設していること、または保険医療機関連携証明書（いずれか）

既施行施設（2020年3月31日時点で施行している施設）

CVIT研修施設・研修関連施設ですか？

CVIT研修施設・研修関連施設

いいえ

心血管カテーテル治療専門医が
在籍していますか？

在籍している

いいえ

- ・別添2
- ・様式59
- ・心血管カテーテル治療専門医認定証
(写)

- ・別添2
- ・様式59
- ・心血管カテーテル治療専門医認定証
(写)

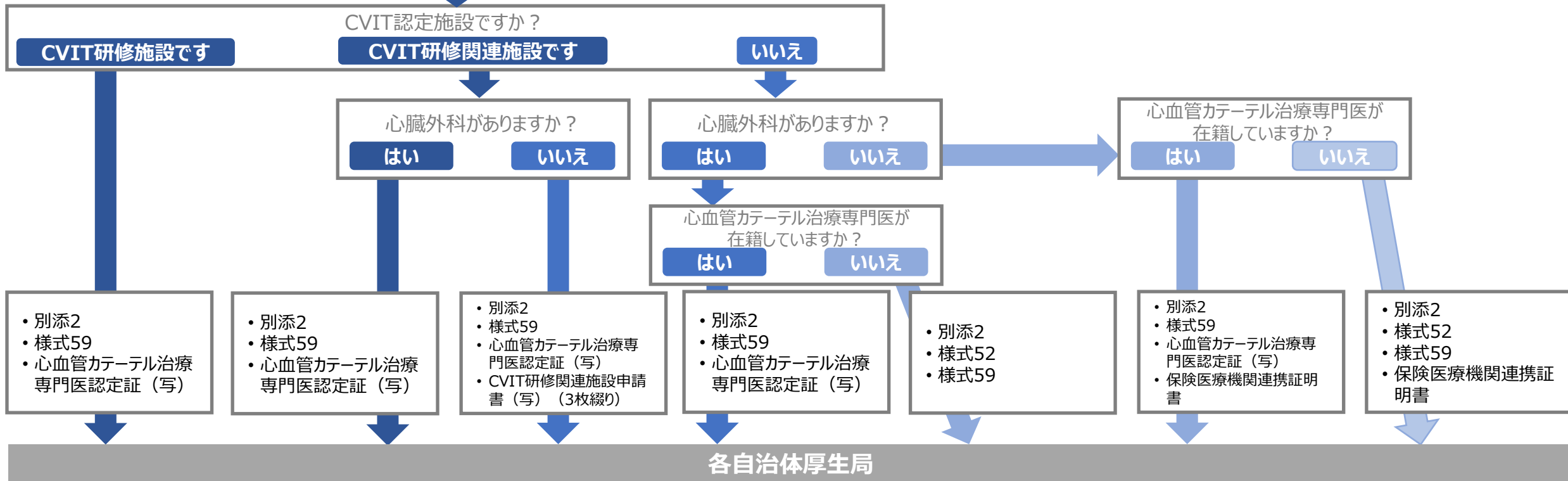
- ・別添2
- ・様式52
- ・様式59

各自治体厚生局

各施設はCVIT事務局に経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）に関する施設基準指針遵守証明書を提出（PDFメール添付）

CVITによる承認、企業への通知

新規施設（過去5年以内に施行した施設も含む）



各施設はCVIT事務局に経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）に関する施設基準指針遵守証明書を提出（PDFメール添付）

CVITによる承認、企業への通知

